

令和5年度平戸市農業委員会第10回総会議事録

■開催日時：令和6年1月26日（金）午前9時30分～午前10時15分

■開催場所：平戸市役所 3階 大会議室 ABC

■農業委員：19人中18人出席 欠席委員：3番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中13人出席 欠席委員：7番、8番、9番、10番、
18番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 下川事務局長、浅田事務局次長、寺田班長
植野主任主事 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告 第10号 農地改良等届出について

報告 第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について

報告 第12号 使用貸借解約通知書について

報告 第13号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

議案 第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第50号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第51号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
局長	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>ただいまから、「令和5年度平戸市農業委員会総会第10回」を開会いたします。</p>
事務局	<p>総会の開会にあたり、川村会長がご挨拶致します。</p> <p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>皆様、改めまして、おめでとうございます。本日は、第10回の総会にお忙しい中にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>能登半島地震や大きな事故などが起きております。皆様方も注意して健康などに気を付けてください。</p> <p>本日は、報告4件、議案4件を提案しておりますので、慎重なるご審議をお願いして、開会の挨拶といたします。</p>
会長	<p>本日は、議席番号3番委員から欠席する旨の連絡がっております。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>また、推進委員では、7番、8番、9番、10番、18番委員から欠席する旨の報告がっております。</p> <p>それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、川村会長にお願いいたします。</p>
事務局	<p>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名</p> <p>それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号、18番委員、1番委員、書記に事務局次長を指名いたします。以上で日程3を終わります。</p> <p>■日程4 会務報告</p>
会長	<p>次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をいたします。</p>

事務局	<p>それでは、議案書の1ページをお開きください。 1月の会務報告をいたします。(1月会務報告を報告) 2月の会務予定を申し上げます。(2月会務予定を報告) 以上で報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは、2月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。 2月の総会を令和6年2月27日(火曜日)午後3時からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、2月の総会を令和6年2月27日(火曜日)午後3時からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において、開催いたします。</p>
<p>■日程5 議事</p>	
会長	<p>次に、日程5、議事に入ります。</p>
<p>《報告第10号 農地改良等届出について》</p>	
会長	<p>報告第10号について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の2ページ、3ページをご覧ください。 3ページについて説明いたします。 報告第10号、農地改良等届出について、今回、1件あっております。 番号1番、届出人については、記載のとおりで、届出農地は、田平町荻田免字中野ノ辻1481番、1482番、地目は畑で、地積は1,526㎡となります。農地改良の内容は、2枚の畑を1枚に区画整理するものです。 (スライドにより農地の位置等について説明。) 以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「意見なし。」</p>
会長	<p>意見が無いようですので、報告第10号を終わります。</p>

	<p>《報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について》</p>
会 長	<p>報告第 11 号について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 4 ページ、5 ページをご覧ください。 5 ページについて説明いたします。 報告第 11 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について、今回、1 件あっております。 番号 1 番、届出人については、記載のとおりで、届出農地は、田平町荻田免字中野ノ辻 1481 番、地目は畑で、地積は 161 m²となります。 事由は、農機具等が通行できる農業用道路を作ることです。 (スライドにより農地の位置等について説明。) 以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「意見なし。」</p>
会 長	<p>意見が無いようですので、報告第 11 号を終わります。</p>
	<p>《報告第 12 号 使用貸借解約通知書について》</p>
会 長	<p>報告第 12 号について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 6 ページ、7 ページをお願いいたします。 7 ページについて、ご説明します。 報告第 12 号、使用貸借解約通知書について、整理番号 1 番、貸人借人については、記載のとおりです。貸借農地は、田平町古梶免字川頭 101 番 1 外 3 筆の計 4 筆、現況地目は田と畑で、合計地積は 3,528 m²となります。契約内容は備考欄のとおりです。 整理番号 2 番、3 番については、ご一読をお願いします。 解約理由は、整理番号 1 番については、借人が耕作できなくなったため、整理番号 2 番、3 番については、借人変更のためとなります。 報告第 12 号の説明は以上です。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>(意見なし。)</p>
会 長	<p>意見が無いようですので、報告第 12 号を終わります。</p>

《報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について》

会 長 報告第 13 号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 それでは、議案書の 8 ページ、9 ページをお願いいたします。
9 ページについて、ご説明します。

報告第 13 号、使用貸借解約通知書について、整理番号 1 番、貸人借人については、記載のとおりです。貸借農地は、田平町田代免字シンカへ 243 番 2、現況地目は田で、地積は 2,070 m²となります。契約内容は備考欄のとおりです。

整理番号 2 番については、ご一読をお願いします。

解約理由は、整理番号 1 番については、借人が耕作できなくなったため、整理番号 2 番については、農地法第 3 条による所有権移転（贈与）のためとなります。報告第 13 号の説明は以上です。

会 長 ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。

委員一同 （意見なし。）

会 長 意見が無いようですので、報告第 13 号を終わります。

《議案第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》

会 長 次に、議案第 48 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。

事務局 議案書の 10 ページから 12 ページをご覧ください。

議案第 48 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、今回、6 件あっております。

番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、紐差町字二本松 307 番 3 外 10 筆、地目は田と畑で、地積合計が 11,429 m²、農業経営の継承のための所有権移転（贈与）となります。

番号 2 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、大島村大根坂字平ノ辻 257 番外 12 筆、地目は田と畑で、地積合計が 12,762 m²、農業経営拡大のための所有権移転（贈与）となります。

番号 3 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、古江町字馬場田 379 番、380 番の 2 筆、地目は畑で、地積合計が 2,343 m²、ブルーベリーを植えて農業経営を開始するための所有権移転（売買）です。

番号 4 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、朶の原町字清水 118 番、119 番 1 の 2 筆、地目は田と畑で、地積合計が 266 m²、農業経営拡大のための所有権移転（売買）となります。

番号 5 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、敷佐町

事務局	<p>字田ノ頭向 176 番 2 外 4 筆、地目は田で、地積合計が 2,740 m²、農業経営拡大のための所有権移転（贈与）となります。</p> <p>番号 6 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、上中津良町字火ノ元 142 番 1 外 4 筆、地目は田で、地積合計が 3,028 m²、農業経営拡大のための所有権移転（贈与）となります。</p> <p>（番号 1 番から 6 番について、スライドにより位置、現況写真等について説明）以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言して下さい。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 48 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 48 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>《議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</p>	
会長	<p>次に、議案第 49 号の議題に入ります。</p> <p>それでは、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 13 ページ、14 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 49 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回、2 件あっております。</p> <p>番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町小手田免字永田 979 番 10、地目は畑で、地積が 359 m²、新たに一般住宅を建築するための所有権移転（売買）の転用となります。</p> <p>番号 2 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町小手田免字永田 979 番 9、地目は畑で、地積が 86 m²、番号 1 番と残地（農地）の進入路を作るための所有権移転（売買）の転用となります。</p> <p>（スライドにより位置、現況写真等について説明。）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 49 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

会 長	ませんか。
委員一同	「異議なし。」
会 長	異議なしと認め、議案第 49 号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第 50 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》
会 長	次に、議案第 50 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 15 ページから 16 ページをご覧ください。 議案第 50 号農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、今回、6 筆となっております。 昨年の 10 月 1 日の農地利用状況調査で B 分類農地として判断した分であります。 (スライドにより位置、判定状況写真、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし。」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 50 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし。」
会 長	異議なしと認め、議案第 50 号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第 51 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請(案)について》
会 長	次に、議案第 51 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書 17 ページから 21 ページをご覧ください。 議案第 51 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請(案)について、ご説明いたします。

<p>事務局</p>	<p>項目1号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた賃貸借の設定（借受・転貸一体型）となります。</p> <p>整理番号1番、農地中間管理機構に使用貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。</p> <p>権利対象の土地は、田平町福崎免字一六辻 1413番、現況地目は畑で、面積が3,130㎡となります。</p> <p>整理番号2番から9番については、ご一読をお願いいたします。</p> <p>新規設定4件、再設定5件、筆数17筆、面積26,272㎡となります。</p> <p>項目2号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借の設定（借受・転貸一体型）となります。</p> <p>整理番号10番、農地中間管理機構に貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。</p> <p>権利対象の土地は、大島村大根坂字野稻原 1471番、現況地目は畑で、面積が824㎡となります。</p> <p>整理番号11番から21番については、ご一読をお願いいたします。</p> <p>合計で、再設定12件、筆数16筆、面積25,027㎡となります。</p> <p>項目3号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構で設定された権利の移転となります。</p> <p>整理番号22番、権利を移転する者、及び権利の移転を受ける者については、記載のとおりです。</p> <p>権利を移転する土地は、田平町福崎免字北野畑 902番1外4筆、合計面積9,308㎡となります。</p> <p>合計で、1件、筆数5筆、9,308㎡となります。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「質疑なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第51号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第51号について、原案のとおり決定いたします。</p>

■日程6 閉会

会 長 以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員一同 「異議なし。」

会 長 異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。
以上をもちまして、令和5年度平戸市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

閉会時刻：10時15分

議 長

印

議事録署名人

18番委員

印

1番委員

印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
北 部	16	岡 村 勝 彦
	6	前 原 正 行
	10	寺 田 俊 雄
	7	神 田 孝 夫
	18	榊 屋 可 恵
中 部	14	本 山 勝 茂
	2	前 川 一 夫
	8	濱 崎 保 久
南 部	12	青 崎 日 出 男
	9	山 口 隆 徳
	17	末 永 定 之
生 月	11	谷 本 雅 嗣
	19	川 村 政 幸
	15	蜜 山 隆 満
田 平	3	松 本 一 郎
	1	川 尻 修 治
	13	大 山 荒 助
大 島	4	藤 沢 和 正
	5	松 山 浩 幸